

公益財団法人熊本県市町村振興協会市町村振興事業補助金交付要綱

制定	平成25年4月1日	要綱第7号
改正	平成26年2月24日	要綱第1号
	平成27年4月1日	要綱第1号
	平成28年4月1日	要綱第2号
	平成29年3月10日	要綱第1号
	平成30年2月26日	要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人熊本県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村の振興を図るため、予算の定めるところにより、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が独自に行う振興事業等に要する経費に対して、市町村振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助事業及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の名称、対象となる経費及び当該経費に係る補助率又は補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村は、市町村振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業の事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 理事長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の適否及びその額を決定するものとする。

(決定の通知)

第5条 理事長は、補助金の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を市町村振興事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請のあった市町村に通知するものとする。

(計画変更の申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく補助事業計画変更申請書（様式第4号）に第3条各号に掲げる書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助金の交付の決定を受けた市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく理事長に報告してその指示を受けなければならない。

3 理事長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、市町村振興事業補助金交付取消・変更通知書（様式第5号）により、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた市町村は、補助事業が完了したときは速やかに市町村振興事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提

出しなければならない。

- (1) 補助金交付請求書
- (2) 補助事業に係る収支報告書
- (3) その他理事長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第8条 理事長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金の額を交付決定通知に基づき確定し、市町村振興事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、当該市町村に通知するものとする。
(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後（補助事業が継続して行われている場合は、各年度終了後）に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 3 前項の交付を受けようとする市町村は、市町村振興事業補助金概算交付申請書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、市町村振興事業補助金概算交付通知書（様式第9号）により、市町村に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 理事長は、市町村が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づく理事長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前条第2項に規定する概算額の交付を受けた場合において、補助事業が交付額に満たないときはその額を返還しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公益財団法人熊本県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人熊本県市町村振興協会市町村振興事業補助金交付要綱（平成22年2月23日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	補助対象となる経費	補助率又は補助額（千円未満切捨て）	備考
市町村振興支援事業	地方財政法第32条に規定する事業を定める省令第1号から第9号までの範囲内で各市町村が独自に行う振興事業等に必要な経費。ただし、国・県から補助金等の交付を受けた場合並びに各市町村の人件費等の運営費、施設の維持管理経費及び事業実施のために徴収する会費等はこれを控除するものとする。なお、食料費については、簡素な飲食物（会議に伴う茶菓及び弁当等）の範囲内とする。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。	予算の範囲内で限度額を設ける。限度額は、予算の範囲内において、均等割（3分の1）人口割（3分の2）において算出した金額に、千円未満を切り捨てた後、各市町村の最低限度額を500千円に調整した額とする。
市町村研修支援事業	地方財政法第32条に規定する事業を定める省令第10号の範囲内で各市町村が単独若しくは共同で職員研修を実施し、又は他の研修機関等へ職員を派遣（先進地等への視察研修を含む。）する際に必要な経費。ただし、他の研修機関等から補助金等の交付を受けた場合並びに各市町村の人件費等の運営費及び事業実施のために徴収する会費等はこれを控除するものとする。	補助対象経費の10分の10とする。	予算の範囲内で限度額を設ける。限度額は、予算の範囲内において、均等割（3分の2）人口割（3分の1）において算出した金額に、千円未満を切り捨てた後、各市町村の最低限度額を200千円に調整した額とする。